

本庄市水道事業審議会委員公募要領

水道事業の運営などについて審議する審議会委員を本公募要領に基づき一般公募の委員を募集します。

応募資格	次の条件を満たすこと (1) 20歳以上の人 (2) 市の給水区域で水道を使用している人 (3) 平日の日中に開催する審議会に出席できる人 (4) 本市の他の審議会等の委員に3機関以上委嘱されていない人
募集人数	2人
任期	委嘱の日から2年間
報酬	「本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、審議会の出席1日につき6,200円を支給します。
応募用紙	「本庄市水道事業審議会委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、「応募理由」と「水道事業についての意見」を800字以内に記入して下さい。
応募方法	応募用紙に必要事項を記入し、水道課へ次のいずれかの方法で提出して下さい。 ①直接持参する場合 本庄市上下水道部水道課（水道庁舎） ②郵送で送付する場合 〒367-0054 本庄市千代田3-4-5 本庄市上下水道部水道課業務係 宛 ③電子メールで送付する場合 電子メールアドレス suido@city.honjo.lg.jp ※応募用紙は水道課（水道庁舎）で配布のほか、本庄市のホームページからダウンロードできます。
募集締切	令和7年6月30日（月）午後5時まで ※水道課に必着
選考方法	書類審査により決定します。
選考結果	応募者宛の通知をもって発表にかえさせていただきます。 選考の結果については、7月中に発送する予定です。

○応募や審議会についてのお問合せ先

本庄市上下水道部水道課業務係 電話：0495-22-2151（直通）